

第1回福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び講演会について

「孤独・孤立対策推進法」(2024(令和6)年4月1日施行)関連



報告事項

2025 (R7). 1. 22
保健福祉部保健福祉総務課

1. 趣旨等

日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある方への支援等に関する取組や、「孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指すため開催される。

2. 開催概要

(1) 日 時	令和7年1月30日(木) 13:30~16:30
(2) 会 場	郡山市役所特別会議室(本庁舎2階)
(3) 主 催	福島県(本市はプラットフォーム幹事会委員として参画。市町村は本市と川俣町の2団体)
(4) 議題等	・「地域福祉の観点から孤独・孤立対策の推進について」福島学院大学 福祉学部福祉心理学科 学科長 日下 輝美教授 ・「孤独・孤立対策の推進について」内閣府孤独・孤立対策推進室 参事官補佐 吉田 康祐氏 ・「福島県の孤独・孤立対策の概要」福島県社会福祉課
(5) 対 象	孤独・孤立対策に取り組む民間団体、個人等及び孤独・孤立対策担当市町村職員(定員150名程度) ※孤独・孤立の問題に関心がある方であれば、どなたでも参加可能。現在定員に若干余裕があり、1月24日(金)まで参加者募集中。申込みはQRコードから可能。



3. 官民連携プラットフォームの位置づけ及び本市の取組

2024.2.2付けの法施行通知において、法第11条に基づく協議の促進については都道府県、法第15条に基づく地域協議会の設置については市町村が担うことが示され、福島県・郡山市それぞれにおいて取組を進めている。

協議の促進【第11条】

- 「福島県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」設立を準備
(1月30日を設立日とし第1回会議及び講演会を開催)
- ・地域の関係者がネットワークを構築
 - ・福祉分野にとどまらない多様な主体の参画
 - ・本市はプラットフォーム幹事会委員として設立準備段階から参画

地域協議会の設置【第15条】

- 「郡山市孤独・孤立対策地域協議会」設置を準備
- ・個々の当事者等への具体的な支援内容を協議
 - ・郡山市は、既存の会議体である重層的支援体制整備事業の支援会議(保健福祉部を始め庁内24課及び支援機関で組織)で対応することとしている。